

# 指定訪問介護事業所

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業)

## 重要事項説明書

利用者氏名： 様

指定訪問介護事業所

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業)

# 重要事項説明書

令和 7年 12月 1日現在

## 1 (事業者が提供するサービスについての相談窓口)

利用者へ提供するサービスを担当するサービス提供責任者は、次のとおりです。  
ご不明な点やご要望がありましたら、何でもお申出ください。

電話番号	0979-23-8710	受付時間	9:00~18:00
担当者	サービス提供責任者：原山由以・吉良明美・長瀬真生・谷口真実		

## 2 (訪問介護事業者 (法人) の概要)

名称・法人種別	株式会社 La Vie Plus
設立年月	令和6年7月11日
代表者名	本多 武士
所在地 連絡先	(住所) 大分県中津市上宮永友ノ町11番地3  (電話) 0979-23-0720 (FAX) 0979-23-0721
法人の行う他の業務	指定訪問看護支援事業・夜間対応型訪問介護事業

## 3 (事業者の概要)

### (1) サービス提供事業者名及び事業者番号

事業者名	訪問介護ステーション La Vie
開設年月日	令和7年12月1日
所在地・連絡先	(住所) 大分県中津市上宮永友ノ町13番地4  (電話) 0979-23-8710 (FAX) 0979-23-8702
事業者番号	4470301575
管理者の氏名	原山 由以
サービスを提供する地域	中津市、豊前市、築上郡

## (2) 事業者の職員体制

従業員の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
管理者	1	1	0	1
サービス提供責任者	3	0	3	1.5
訪問介護職員	介護福祉士	14	0	14
	2級ヘルパー 初任者研修修了者	5	0	5
	実務者研修終了者	3	0	3

## (3) 営業日および営業時間

営業日	休業日	営業時間
月曜日～日曜日	無し	8:00 ～ 18:00

## 4 (事業の目的・運営方針)

### (1) 事業の目的

株式会社 La Vie (以下「会社」という。)が開設する、株式会社 La Vie (以下「事業者」という。)が行う指定訪問介護(第1号訪問事業)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定訪問介護(第1号訪問事業)を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

1. 事業者の訪問介護員等は、利用者が要介護状態等となった場合においても、その要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。
2. 事業の実施に当たっては、関係行政機関、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 5 (利用料金)

### (1) 利用者負担金

利用者が

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超過分利用料の全額をご負担いただきます。

#### ①訪問介護

サービスの内容	利用料 (1回につき)			
	20分未満 (身体介助 01)	30分未満 (身体介助 1)	30分以上1時間未満 (身体介助 2)	1時間以上 1時間30分未満 (身体介助 3)
身体介護	1630円	2440円	3870円	5670円
引き続き 「生活援助」を 提供する場合	20分以上45分未満 (身体01生活1)	20分以上45分未満 (身体1生活1)	45分以上70分未満 (身体1生活2)	身体介助と生活援助の組み合わせは 他にもございます
	2340円	3170円	3840円	
生活援助中心型	20分以上45分未満 (生活援助2)		45分以上 (生活援助3)	
	1790円		2200円	

#### ② 介護予防・日常生活支援総合事業 (第1号訪問事業)

区 分	利用料 (1ヶ月)
訪問型サービスⅠ	11,760円
訪問型サービスⅡ	23,490円
訪問型サービスⅢ	37,270円
緩和型訪問サービス	1回につき 2,020円

※「身体介護」および「生活援助」の提供にあたり、利用者の同意を得て同時に二人の訪問介護員が訪問してサービスの提供を行ったときの利用料は、上記利用料の二倍の額になります。

※上記の利用料は、厚生労働大臣又は保険者が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、上記の利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料金を書面でお知らせします。

※集合住宅居住減算として上記の金額から10%又は15%減算されます。

## (利用料金表)

「利用者負担金」は原則として市が発行する「負担割合証」に応じた基本料金の額です。

下記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で決める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前书面でお知らせします。

サービス内容	時間	単位	料金目安	介護保険 1割	介護保険 2割	介護保険 3割
身体介護	20分未満	163	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上 30分未満	244	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上 1時間未満	387	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上 1時間30分未満	567	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	以降30分 増すごとに	+82単位	-	-	-	-
生活援助	20分以上 45分未満	179	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	220	2,200円	220円	440円	660円
通院等の乗車 降車等の介助		97	970円	97円	194円	291円

### 総合事業訪問介護（独自）サービス利用料

サービス名称	サービスの内容	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自サービス 12 (一月につき)	週2回程度の訪問型サービス	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービス 13 (一月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス	3,727円	7,454円	11,181円

## 【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額
夜間早朝加算	夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時) サービスを提供した場合	利用料金の25%の額 (1回につき)
深夜加算	深夜(午後10時～午前6時)に サービスを提供した場合	利用料の50%の額 (1回につき)
初回加算	初回もしくは初回月のサービス提供 責任者のサービスまたは同行	2,000円 (初回のみ)
緊急時訪問加算	緊急時居宅介護支援専門員等より 要請を受けた場合	1,000円 (1回につき)
介護職員処遇改善 加算	全利用料に対し加算	利用の22.4%の額
特別地域 訪問介護加算	当事業者の所在地が厚生労働大臣のさだめる特別地域に該 当する場合、一回につき利用料の15%の額を加算します。	

※ 介護保険適用の場合でも、「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」(ケアプラン)を作成しない場合など保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合にはいったん基本料金(10割)を頂き、その際サービス提供証明書を発行しますので、後日当該市町村窓口へ提出し保険給付分(9割)を請求し払い戻しを受けてください。(償還払い)

### (2) 交通費

サービス提供事業者の営業地以外のお客様は、サービス従業者がおたずねする交通費の実費を徴収させていただきます。また、自動車を使用する場合は、事業者の実施地域を超えた地点から一律200円を徴収させていただきます。

### (3) その他費用

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様負担となります。

### (4) 支払い方法

自動口座引き落とし(ご指定の金融口座から毎月27日に引き落とします。)

## 6 (サービスの中止)

(1) 利用者の都合によりサービスの利用を中止(キャンセル)する場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：管理者 原山 由以

(2) 利用予定日の直前にキャンセルする場合は、下記のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調の急変などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日まで	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の10%

※キャンセル料は利用料金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

\*介護予防サービスについてはこの限りではありません

## 7 (提供するサービス内容)

利用者に提供するサービスは次のとおりです。

### (1) 訪問介護 (第1号訪問事業) 概要

「訪問介護」は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等の相談及び助言その他、利用者の必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。

「介護予防・日常生活支援総合事業 (第1号訪問事業)」は、共に家事を行う、声かけ等、利用者の生活機能向上や、有する能力を引き出すサービスです。

なお、「訪問介護」は、サービスの内容により、「身体介護が中心である場合 (身体介護中心型)」、「生活援助が中心の場合 (生活援助中心型)」の2つに区分されます。それぞれの内容は、次のとおりです。

#### ① 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助ならびに利用者の日常生活を営むのに必要な機能向上等のための介助および専門的な援助を行います。

(例) 排泄・食事介助・清拭・入浴・身体整容、体位変換、移動、移乗介助、外出、通院介助、起床および就寝介助、服薬介助、自立生活支援のための見守りの援助 など

#### ② 生活援助

家事を行うことが困難である利用者に対して、家事の援助を行います。

(例) 掃除、洗濯、ベツトメイク、整理、被服の補修、布団干し、一般的な調理、配下膳、買い物、薬の受け取り など

(2) 利用者のサービス内容、利用日および利用時間はおおむね次のとおりです。調整等により時間変更する場合がありますご了承ください。

身体介護	毎週	曜日	時	分	～	時	分までの	分
	毎週	曜日	時	分	～	時	分までの	分
	毎週	曜日	時	分	～	時	分までの	分
生活援助	毎週	曜日	時	分	～	時	分までの	分
	毎週	曜日	時	分	～	時	分までの	分
	毎週	曜日	時	分	～	時	分までの	分

### (3) 訪問介護計画の作成

- 1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護（第1号訪問事業）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護（第1号訪問事業）計画（サービス計画）を作成します。
- 2) 前項の訪問介護（第1号訪問事業）計画は、すでに「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- 3) サービス提供責任者は、1)の訪問介護（第1号訪問事業）計画を作成した際には、利用者又はその家族に内容を説明します。
- 4) サービス提供責任者は、訪問介護（第1号訪問事業）計画作成後においても、当該訪問介護（第1号訪問事業）計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護（第1号訪問事業）計画の変更を行なうものとしします。

## 8 (サービスの利用方法)

### (1) サービスの利用開始

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出があれば、いつでも解約できます。

②事業者の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日以上前までに文書で通知します。

### ③自動終了

以下の場合、双方の文書が無くとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が介護保険の非該当と認定された場合。
- ・ 利用者が亡くなられた場合、又は被保険者資格を喪失された場合。

### ④その他

利用者やご家族の方などが、事業者や事業者の使用する者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 9（契約の終了と自動更新について）

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。但し、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合は、この契約は次の要介護認定の有効期間まで自動的に更新されます。

## 10（苦情相談窓口）

### (1) 苦情相談窓口

事業者が提供するサービスに関する相談や苦情は、下記の窓口で受け付けます。

窓口設置場所	
担当者	管理者 原山 由以
連絡先（電話番号）	0979-23-8710

### (2) 事業者に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
中津市 介護長寿課 介護係	0979-22-1111
大分県国民健康保健団体連合会 介護保険課 苦情専用係	097-534-8475

豊前市健康長寿推進課 /介護保険係	0979-82-8114
吉富町福祉保険課	0979-24-1123
上毛町長寿福祉課	0979-72-3188
築上町保険福祉課	0930-56-0300
福岡県介護保険広域連合 豊築支部	0979-84-1111
福岡県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	092-642-7859

## 11 (損害賠償について)

事業者が利用者に対して賠償すべき問題が起こった場合は契約書の本文第16条に基づき、事業者は金銭等により賠償いたします。

事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

### ○ 保険の内容

居宅介護事業者が行う居宅介護サービス・居宅介護支援サービス。

### ○ 賠償できる事項

1. 事業者の活動の遂行中、または遂行の結果（飲食物の提供を含む）に起因する対人・対物事故
2. ケアマネジャーが行うケアプラン作成・訪問調査等に起因する対人・対物事故を伴わない純粋経済損害
3. 名誉毀損、秘密漏洩等による損害
4. 他人から借用した財物の損害
5. 介護サービス対象者から支給された財物の損害

### ○賠償できない事項

1. 保険契約者・被保険者の故意
2. 戦争、変乱、暴動、労働争議など
3. 地震、噴火、津波、洪水などの天災
4. 契約等により加重された責任
5. 排水又は排気（煙を含む）に起因する事故
6. 医療業務（診療・治療・看護・疾病予防等）、医薬品の調剤、鍼灸、マッサージ、リハビリテーション等、専門資格を要する業務に起因する事故
7. 自動車・航空機・昇降機等の所有・使用・管理に起因する事故
8. 施設の修理、改造等の工事に起因する事故
9. 介護施設で発生した介護サービス対象者以外に対する賠償事故
10. 介護サービス対象者の財物の盗難・紛失

## 12 (緊急時等における対応方法)

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 および 所在地	
	氏名	

	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	
	住所	
	電話番号	
介護支援専門員(担当)		
電話番号(受付時間)		

### 13 (サービス利用に当たっての留意点)

サービス利用に当たって利用者に注意していただきたいことは下記の通りです。

- (1) ヘルパーは次の業務は行えませんので、ご了承願います。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 金銭などの取り扱い
  - ③ 家族の方に対する食事の準備
- (2) ヘルパーに対し、贈り物、飲食物の提供はお断りいたします。
- (3) 体調の変化などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業所、または訪問介護事業所まで、ご連絡下さい。(訪問介護事業所 電話番号：0979-23-8710)

※ 6「サービス中止」参照

※

### 14 (事故発生時の対応)

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 1 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 2 当事業所は、損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

### 15 (重要事項説明書の変更)

重要事項の内容を変更する場合、事業者は利用者にもその旨をお伝えします。変更の際は、あらかじめ書面にてお伝えし同意を得ることに専念します。

## 【説明確認書】

上記、重要事項説明の説明を受け、利用者と事業者間での同意のもと以下に署名いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代筆者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄） \_\_\_\_\_

代理人（選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄） \_\_\_\_\_

事業者  
住所 大分県中津市上宮永友ノ町 11 番地 3  
法人名 株式会社 La Vie Plus  
事業者名 訪問介護ステーション La Vie 印  
事業者番号 4470301575

説明者氏名 原山 由以 印